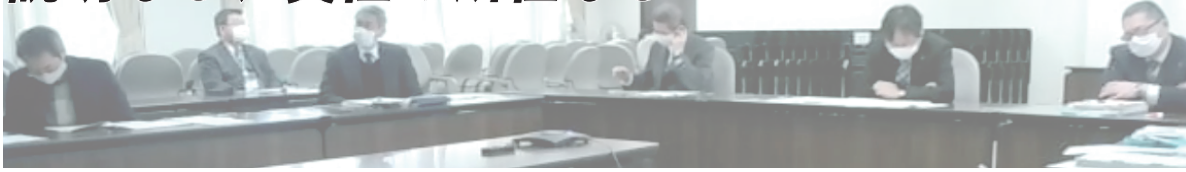


解決する意思が感じられない学長 説明なし、責任の所在なし



2月22日9:00~10:30、Zoomにて第2回の個別団体交渉を実施しました。下段にある要求項目を示し、個別交渉に臨みましたが、大学当局の姿勢には解決しようとする姿勢が感じられませんでした。紛争の解決は、誠実に説明をし、両者が審議を尽くして納得できる一致点を見つけ出し、合意を形成することです。しかし、大学当局は組合からの質問に答えず関係のない発言をしたり、理解のできない弁解ばかりでした。本当に解決する意思があるのでしょうか。

個人情報を口実にしても解決しない!!

理解 合意 説明と資料の提示が不可欠

冒頭、労務福利課長から「交渉の情報の取り扱い等については前回ご報告させていただいたので今回は省略します」の発言がありました。この「情報の取り扱い等については組合への介入・支配であり、到底受け入れられるものでなく、合意に至らなかつたものです。本紙の下段の要求項目3に示すように、撤回すべきと強く要求していただくことです。」

組合は前回同様、個人の処遇は義務的団体交渉事項であり、組合の要求や主張に対して、必要に応じて具体的資料や論拠を示す義務があることを再三再四説明した。

岩倉総務部長はこれまでの経緯を無視して、得意の経緯説明を繰り返すだけでした。これは、交渉を振出しに戻すだけであり、解決への歩み寄りがない姿勢です。個人情報、法人規定は、誠実団体交渉の義務を超えることはできません。紛争の解決、合意に必要な資料を提示し、説明することが大切です。情報の扱いについても、その内容に応じて、その都度、双方で扱いについて丁寧に議論する必要があります。大学当局が自らの意見に固執しては解決できません。にもかかわらず「最低の法令を守っていきましよう。大学の規則を守っていただきたい」と総務部長。逸見委員長「合意のないもの確認には応じられませんが」と平行線。四〇秒の沈黙が流れました。個人情報等の取扱等を「大学の方は守っていきたくない」と言いますが、それは一般の職務遂行の話であり、個人の処遇の団体交渉と区別をしなければなりません。貴重な団体交渉の時間の三分の一が無為なやり取りになったことは残念です。組合側が納得するために必要な資料を誠意を持って提示する姿勢に切り替えることが必要です。

第2回 個別交渉(2月22日) 要求項目

- 項目1. 大学は、「団体交渉要求書への大学からの回答」(2021年11月10日(水)16:40、総務部 労務福利課伊藤廣和課長名義による)において通告されてきた以下の回答①②を撤回すること。
- ①教員人事は再任審査を含めて各学系等で行われ、各学系等の自治のもと、適切に運用されており、学長は各学系等の決定を尊重しています。
 - ②したがって、当該職員の再任審査についても、中立公正の立場から、労使の団体交渉にはなじまないと考えています。
- 項目2. 前項の上で大学は、組合による11/4付けの学長および自然科学系長への義務的団体交渉要求を誠実に受諾し、組合員の人事考課に関わる手続き的正義を求める組合側の求めに応じて、「同組合員の再任審査に関する会議を開催する前に、新潟大学職組との団体交渉に応じ、本組合により作成した添付の意見書の要求する事項について、紛争解決のために誠実に交渉すること。」との同交渉要求を実現するべく、同学系長に促すこと。
- 項目3. 大学は組合側に対する一方的な労働協約の強制である2/2付け「個人情報等の取り扱い方針」を撤回し、不当介入を直ちに中止すること。

人事考課、雇用は労使交渉のそのもの

無関係発言による妨害

次に、要求項目1にある十一月十日の団体交渉拒否の回答を作成したのは誰かを、大学当局に問いたたしました。岩倉総務部長の説明にならない説明に対して、組合は「この回答を出したのは誰ですか」と質しました。

総務部長「大学として回答している」組合「主語は誰ですか、学長ですか」総務部長「説明をさせてください！」と質問を無視して、質問と関係のない発言を延々と続ける常軌を逸した行動を取りました。その答弁時間は十一分です。

これでは、回答の責任の所在が何も明らかにされず、貴重な交渉を妨害されたと同じです。なぜ、回答の責任の所在を必死に隠そうとするのか、関係者すら知らない余程明らかにしたくないことがあるのでは？と誰でも思います。

そもそも、教職員の人事考課・雇用・再任は労使交渉のそのものです。管理職は組合の交渉を受ける相手であり、管理職が組合の団体交渉を拒否すれば、不当労働行為に抵触します。誰が見ても松尾学系長・中村学部長は組合の団交を受ける義務があります。交渉について労務福利課に任せている答弁は、上からの指示、

学長強弁 言葉足らずで誤解を招いたが、撤回はしない。 委員長 団体交渉という聖なる場をなんと心得るか!!

労使交渉になじまないは詭弁

介入があったことは明白です。回答のように、学長が学系自治を尊重するならば、松尾学系長・中村学部長と組合の団体交渉に口を挟むべきではありません。学長・理事が学系長や学部長に交渉を受けられないように介入するのも、筋が通りません。

その場しのぎ 責任の所在に沈黙

学長は「団体交渉要求書の内容が、松尾学系長に関係する内容でよくわからない。組合として何をしたいのかよくわからないので、予備折衝としてなじまない」と答弁しました。組合の「予備折衝が団体交渉になっている。誰が学長の意図に反して書いたのですか？総務部長お答えください。学長、決済したのは誰ですか」に沈黙17秒。「誰が書いたか答えられないなら、このメールを撤回せざるを得ないですよ」に沈黙23秒。

学長は、メールの意図は「この件について具体的に知りたい」との珍解釈を出しました。さらに、学長は「相談しましょう」という言葉でしょ」と答弁しますが、その後の経緯を見ても、労働委員会に団体交渉の斡旋を申し入れる事態からも、学長の説明は事実とかけ離れ無理があります。学長は「言葉足らずで誤解を招いたが、撤回はしません」と強弁する始末でした。もはや、ガバナンスが壊れている状態です。

牛木学長 正しい再任審査手続きは当然

最後に、要求事項3について学長の見解を質しました。組合の教員の再任審査の「手続きに瑕疵があるならば、学長がガバナンスを発揮して瑕疵のない審査をしてほしい」の要求をしました。これに対して、牛木学長は「要求は当然である」「審査、再審査について疑義がある場合は、学長として学系長に促す」の答弁がありました。そして、「再任再審査が適切かについては、学系長に来てもらっている」と発言がありました。

また、組合の団体交渉の持ち方については、大学としての人事であるので、学長のもとで団体交渉を開催し、その説明は当該の学部長、学系長に説明してもらい、学長はそれらを統括するとの発言がありました。今後の再審査、再々審査の手続きに入る上で重要な合意事項です。

第2回個別交渉の要求事項についてのまとめ

1. 回答は学長の決済、その内容は誤解を与え、理解を得るには足りないが、撤回する気はない。
2. 学長の見解は、手続き的き正義は大切、貫徹されなければならない。学系への支配介入をしない、自治を尊重したい。審査、再審査について疑義がある場合は、学長として松尾学系長、中村学部長に団体交渉を働きかける。次回は、松尾学系長、中村学部長から審議の手続きについて説明と情報提供がなされる。
3. 合意していない。

職員組合学習会
「創生学部教員の雇い止め問題を考える」当事者にお話しいただきます。
3月8日(火)午後5時半
ZOOMにて。
詳しくはMLで